

バリアフリー法及び建築物バリアフリー条例による
建築物移動等円滑化基準チェックリスト

建築物移動等円滑化基準

建築物特定施設等	建築物移動等円滑化基準	チェック
廊下等 (令第11条)	床面は粗面又は滑りにくい仕上げとすること 点状ブロック等を敷設すること(階段・傾斜路の上端に近接する部分)	
階段 (令第12条) (条例第6条)	手すりを設けること(踊場を除く) 床面は粗面又は滑りにくい仕上げとすること 段は識別しやすいものとする 段はつまづきにくいものとする 点状ブロック等を敷設すること(段部分の上端に近接する踊場の部分) 主たる階段は回り階段としないこと 1以上の階段は次に掲げるものであること (1) 踊場を含む両側に手すりを設けること (2) けあげは18cm以下とすること (3) 踏面の寸法は26cm以上とすること (4) 幅は120cm以上とすること(ただし、手すりの幅は10cmまでではないものとみなす。) (5) 回り階段としないこと (6) けこみ板を設けること	
傾斜路 (令第13条)	手すりを設けること(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分を除く) 床面は粗面又は滑りにくい仕上げとすること 前後の廊下等と識別しやすいものとする 点状ブロック等を敷設すること(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分)	
便所 (令第14条) (条例第7条)	床面は粗面又は滑りにくい仕上げとすること 出入口の幅は80cm以上とすること 車いす使用者用便房を設けること(1以上) (1) 腰掛便座、手すり等を適切に配置すること (2) 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保すること 車いす使用者用便房及びその他の便房には手すりを設けること(1以上) 水洗器具を設けた便房を設けること(1以上) 床置式の小便器等を設けること(1以上) (1) 手すりを設けること(1以上)	
浴室等 (条例第8条)	床面は粗面又は滑りにくい仕上げとすること 1以上の浴室等は次に掲げるものであること (1) 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること (2) 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保すること (3) 出入口の幅は80cm以上とすること (4) 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けること	
客室(ホテル・旅館) (令第15条)	車いす使用者用客室を設けること(ホテル又は旅館の客室が50以上の場合に限り、1以上) 車いす使用者用客室に設ける便所は次に掲げるものであること (当該客室のある階に車いす使用者用便房が設けられた共用便所がある場合は除く。) (1) 車いす使用者用便房を設けること (2) 車いす使用者用便房を含み、出入口の幅は80cm以上とすること (3) 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けること 浴室等は次に掲げるものであること (次の基準を満たした共用の浴室等がある場合は除く。) (1) 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること (2) 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保すること (3) 出入口の幅は80cm以上とすること (4) 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けること	
敷地内の通路 (令第16条)	床面は粗面又は滑りにくい仕上げとすること 段がある部分は、次に掲げるものであること (1) 手すりを設けること (2) 段は識別しやすいものとする (3) 段はつまづきにくいものとする 傾斜路は、次に掲げるものであること (1) 手すりを設けること(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は除く) (2) 前後の通路と識別しやすいものとする	
駐車場 (令第17条)	車いす使用者用駐車施設を設けること(1以上) (1) 幅は350cm以上とすること (2) 利用居室までの経路が短い位置に設けること	
標識 (令第19条)	エレベーター等、便所、駐車施設の標識を見やすい位置に設けること 標識は内容が容易に識別できるものであること	
案内設備 (令第20条)	エレベーター等、便所、駐車施設の案内板を設けること (容易に視認できる場合・案内所を設ける場合を除く) エレベーター等、便所の配置を点字等で示す設備を設けること (案内所を設ける場合を除く)	

バリアフリー法及び建築物バリアフリー条例による
移動等円滑化経路チェックリスト

移動等円滑化経路

建築物特定施設等	移動等円滑化経路上の整備基準	チェック
(令第18条第2項第1号)	移動等円滑化経路上には階段・段を設けないこと (傾斜路・エレベーター等を併設する場合を除く)	
出入口 (令第18条第2項第2号) (条例第9条第1号)	屋外への出入口の幅は90cm以上とすること その他の出入口の幅は80cm以上とすること 戸は車いす使用者が通過しやすいものとし、前後に高低差がないこと	
廊下等 (令第18条第2項第3号) (条例第9条第2号)	幅は140cm以上とすること 区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所を設けること 戸は車いす使用者が通過しやすいものとし、前後に高低差がないこと	
傾斜路 (令第18条第2項第4号) (条例第9条第3号)	幅は140cm以上(階段に併設する場合は100cm以上)とすること 勾配は1/12以下とすること 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること(高さが75cmを超える場合に限り) 手すりを設けること 両側に側壁又は立ち上がり部を設けること 始点及び終点には、水平部分を設けること	
エレベーター (令第18条第2項第5号) (条例第9条第4号)	かごは利用居室・車いす使用者用便房・駐車施設がある階、地上階に停止すること かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上(5000㎡を超える建築物においては90cm以上)とすること かごの奥行きは135cm以上とすること 乗降ロビーは高低差がないものとし、幅及び奥行きは150cm以上とすること かご内及び乗降ロビーには車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けること 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること 不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるエレベーターの場合 (1) かごの幅は140cm以上とすること (2) かごは車いすが転回できる構造とすること 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するエレベーターの場合 (1) かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けること (2) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置には点字表示等を設けること (3) かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けること	
特殊な構造又は 使用形態の昇降機 (令第18条第2項第6号)	エレベーターの場合 (1) 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第7号に規定するもの)であること (2) かごの幅は70cm以上であること (3) かごの奥行きは120cm以上であること (4) 車いす使用者がかご内で方向転換する必要がある場合はそのスペースが十分に確保されていること エスカレーターの場合 (1) 車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの)であること	
敷地内の通路 (令第18条第2項第7号) (条例第9条第5号) (令第18条第3項)	幅は140cm以上とすること 区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所を設けること 戸は車いす使用者が通過しやすいものとし、前後に高低差がないこと 傾斜路は、次に掲げるものであること (1) 幅は140cm以上(段に併設する場合は100cm以上)とすること (2) 勾配は1/12以下とすること (3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること(高さが75cmを超え、勾配が1/20を超えるものに限り) (4) 手すりを設けること (5) 両側に側壁又は立ち上がり部を設けること (6) 始点及び終点には、水平部分を設けること 上記～は、地形の特殊性により困難である場合は車寄せから建物の出入口までとする	

視覚障害者移動等円滑化経路 (道等から案内設備又は案内所までの1以上の経路に係る基準)

建築物特定施設等	視覚障害者移動等円滑化経路上の整備基準	チェック
案内設備までの 経路 (令第21条)	線状ブロック等・点状ブロック等を敷設又は首声誘導設備を設けること (進行方向に変更がない風除室内はこの限りでない) 車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設すること 段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設すること	